

図解！美容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

全米連では、令和2年12月25日に「美容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を改訂しました。今号では、この改訂されたガイドラインに基づいたサロンの取り組み例についてご紹介いたします。

※本誌記載の部分については、ガイドラインの一部です。全文については、全米連ホームページや本誌2月号などをご確認ください。

顧客の待合室

- ・人との接触を避け、対人距離を確保（1メートル以上確保するように努める）。また、対面での飲食や会話をしないようにする。
- ・予約の調整により、なるべく顧客が待合室を使用しないようにする。
- ・共有する物品は、定期的に清拭消毒する。
- ・常時換気することに努める。

清掃・消毒

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃。
- ・高頻度接触箇所を随時清拭消毒。
- ・タオル、皮膚に接する器具および間接的に皮膚に接する器具の消毒は、「理容所及び美容所における衛生管理要領について」の規定に基づいて行う。

施設の換気について、厚生労働省作成「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」を参考にに取り組む。



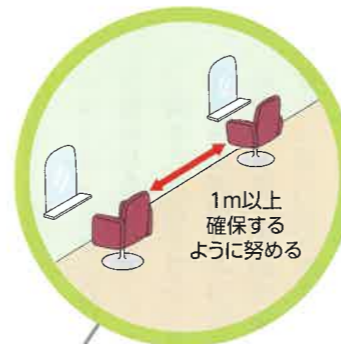
電子マネーなどの非接触決済の導入を奨励するとともに、支払い時にコインレを使用するなど、接触機会を減らすよう努める。

- ・万が一感染が発生した場合に備え、顧客の名簿は3週間以上適正に管理。
- ・従業員は出勤前に検温し、風邪症状や発熱がある、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域などへの渡航や当該在住者との濃厚接触がある場合は、開設者・管理美容師などに報告し、出勤しないことを求める。
- ・新型コロナウイルス感染症と診断された場合や、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、保健所から自宅待機などの措置を要請された場合は、速やかに開設者および管理美容師などに報告することを徹底する。報告を受けた開設者および管理美容師などは必要に応じて、保健所に相談し指示に従う。
- ・これらの報告を受ける担当者（開設者および管理美容師など）は、情報を取り扱う範囲を定め、従業員に周知・徹底。
- ・新型コロナウイルス感染症についての相談目安および「保健所」、「受診・相談センター」の連絡先を従業員に周知・徹底。

マスクを持参していない顧客には、マスクを配布もしくは販売する。

感染防止のための来店者の整理（密にならないよう、来店者数の調整。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者などの来店制限を含む）。

入口や施設内のアルコール擦指消毒薬の設置または石けんと流水による手洗いの励行。



1m以上確保するように努める



施術中

- ・使用する美容椅子の間隔を広く確保する（顧客への施術に影響がない範囲で、1メートル以上確保するように努める）、顧客を案内する際に密にならないよう、ご案内するなどの対応を行う。
- ・従業員は常にマスクを着用。施術に影響しない範囲で顧客にもマスクの着用を促す。会話は必要最低限に。
- ・必要に応じて、目の粘膜からの感染を防止するために目を覆うことができるもの（フェイスガード、ゴーグル等）を着用。
- ・タオル、ケーブルの交換や、施設内および皮膚に接する器具の消毒をその都度実施。
- ・共用物品は最小限にする。
- ・従業員や顧客が共用する物品や高頻度接触箇所は、随時清拭消毒を行う。

従業員に対し、「人との接触を8割減らす10のポイント」や「新しい生活様式の実践例」を周知。

ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたゴミはビニール袋に入れ、密閉して縛る。
- ・ゴミを回収する際は、マスクや手袋を着用。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず手指消毒または石けんと流水による手洗いをする。

従業員の休憩室

- ・一度に休憩する人数を減らし、対人距離を確保する。また、対面で飲食や会話をしない。
- ・常時換気することに努める。
- ・共有する物品は、定期的に清拭消毒。
- ・休憩室使用の際は入退室の前後に手指消毒または石けんと流水による手洗いをする。



新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）もしくは、各地域の通知サービスの活用を促すため、QRコードを店内に掲示。



時差出勤、自転車通勤の活用。

トイレ

- ・不特定多数が接触するドアノブや便座、手洗いの蛇口などは、定期的に清拭消毒。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示。
- ・使用後は確実に石けんと流水による手洗いをするよう表示。
- ・ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ハンドドライヤーは止め、タオルの共有は禁止。

- ・従業員は常に爪を短く切り、客1人ごとの作業前および作業後や会計後などに、こまめな手指消毒または石けんと流水による手洗いの徹底。
- ・マスク着用などの咳エチケットの徹底。
- ・必要に応じて手袋などを着用。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯。

